人材育成助成金交付規程

（目　　的）

第１条　この規程は、定款第７条第 11 号に基づく本組合の教育研修支援として、本組合で主催する研修以外の外部研修への参加、通信研修の受講等、自主研修に参加する者に対し、受講費用の一部を　　助成することにより、組合員及びその従業員の研修機会・研修意欲の増進を図り、多くの有意な　　人材の育成を目的とする。

（助成対象者）

第２条　人材育成助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、組合員又は組合員の代表者等及び　その従業員とし、本規程第３条及び第４条に定める**研修に参加し、かつ、修了した者**とする。

（対象とする研修）

第３条　助成金の交付対象となる研修は、次の各号の一に該当する研修とする。

前項のほか、出張旅費等については別に定め、帰着後速やかに精算するものとする。

（１）業務遂行能力向上を目的とした研修で、受講費用の負担及び助成金の受領者が組合員又は組合員の代表者等及びその従業員のいずれかに該当するもの

（２）業務時間外を利用した組合員の代表者等及びその従業員が自身のためにする自己啓発を目的とした研修で、受講費用の負担及び助成金の受領者が組合員の代表者等及びその　従業員でいずれも個人となるもの

（対象とする研修機関）

第４条　助成金の交付対象となる研修機関は、次の各号の一に該当する機関とする。

（１）中小企業大学校、雇用・能力開発機構、中小企業団体中央会、法人会、商工会議所及びその他の公的機関

（２）学校法人産業能率大学、放送大学、日本マンパワー、ＳＢＳ学苑及びその他の民間機関

（３）その他本組合が必要と認める研修機関

（助成金の申込）

第５条　助成金の交付を希望する者は、原則として**対象研修修了後３ヶ月以内に、別に定める助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して本組合に提出**するものとする。

（１）**研修案内等、研修の内容が確認できるもの（写し可）**

（２）**修了証（写し可）、又は研修報告書等、研修の全課程を受講したことを証する書類**

（３）**受講者氏名が記載された研修機関発行の領収書（写し可）**

（４）**前各号の書類で確認ができないときは、その他本組合が必要と認める書類**

（助成金の交付）

第６条　本組合は、前条に規定する助成金交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた　　ときは、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。

（助成金額）

第７条　助成金の交付額は、別表 1 により算出する。ただし、本組合以外から重複して助成金の交付を受けるときは、受講費用から本組合以外から受領する助成金を控除した金額を受講費用とみなす。

（交付限度）

第８条　助成金の交付限度は、年度ごとに決定される本組合の教育厚生事業部会（以下「事業部会」という。）の予算の範囲内において、別表 2 により算出する。ただし、業務遂行能力向上を目的とした研修助成金の交付限度は、組合員又は組合員の代表者等及びその従業員の合計額で年間 20,000 円を限度とする。

（助成金の取消等）

第９条　助成金の交付に際し、虚偽の申請又はその他不正な手段によるものと本組合が認めたときは、申請の取消し又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

（例外事項）

第10条　この規程に定めのない事項については、事業部会の議を経て理事会が決定する。

別表 1　助成金交付額表

受講費用	助成金額	
	業務遂行能力向上を目的とした研修等	個人の自己啓発を目的とした研修等
2,000 円以上　10,000 円未満	2,000 円	1,000 円
10,000 円以上　15,000 円未満	3,000 円	1,500 円
15,000 円以上	4,000 円	2,000 円

別表 2　助成金交付限度額表

交付対象	年間交付限度額	
	業務遂行能力向上を目的とした研修等	個人の自己啓発を目的とした研修等
1 人当たり	4,000 円	2,000 円
1 社当たり	20,000 円	対象外

（目的：業務遂行能力向上）

令和　　年　　月　　日

人材育成助成金交付申請書

協同組合　沼津卸商社センター
教 育 厚 生 事 業 部 長　　殿

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者

組合員及び組合員の従業員が受講した研修・講座について、沼津卸商社センター人材育成助成金交付規程を遵守し、下記の通り必要書類を添えて助成金を申請します。
また、下記の研修・講座が業務に関わる研修であることを証明します。

1．研　修　日　令和　　年　　月　　日（　　）～ 令和　　年　　月　　日（　　）

2．研修機関名

1．研修講座名

2．参　加　者

氏名	部署	受講費用	備考
		円	
		円	
		円	
合計		円	

令和　　年　　月　　日

教育厚生事業部　人材育成助成金　受領書

協同組合 沼津卸商社センター
教 育 厚 生 業 部 長　　殿

私は、人材育成助成金 ￥　　　　　　　　を受領いたしました。

会社名　　　　　　　　　　　　　　㊞　受領者

（目的：個人の自己啓発活動）

令和　　年　　月　　日

人材育成助成金交付申請書

協同組合　沼津卸商社センター
教 育 厚 生 事 業 部 長　　殿

会社名

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

組合員及び組合員の従業員が受講した研修・講座について、沼津卸商社センター人材育成助成金交付規程を遵守し、下記の通り必要書類を添えて助成金を申請します。

１．研　修　日　令和　　年　　月　　日（　　）～ 令和　　年　　月　　日（　　）

２．研修機関名

３．研修講座名

４．受 講 費 用　　　　　　　　　　　　　　　　円

令和　　年　　月　　日

教育厚生事業部　人材育成助成金　受領書

協同組合 沼津卸商社センター
教 育 厚 生 事 業 部 長　　殿

私は、人材育成助成金 ￥　　　　　を受領いたしました。

会社名　　　　　　　　　　　　受領者　　　　　　　　㊞